

令和8年度弘前市除雪オペレーター担い手確保事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、除雪オペレーターの担い手を将来にわたり確保し、もって持続可能な除排雪体制の構築を図ることを目的として、令和8年度予算の範囲内において、弘前市除雪オペレーター担い手確保事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則（平成18年弘前市規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 除雪オペレーター 大型特殊自動車免許（農耕車限定及びカタピラ車限定免許を除く。以下同じ。）を保有し、かつ、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習（以下単に「車両系建設機械運転技能講習」という。）を修了している者であって、除雪作業に従事するものをいう。
- (2) 市税等 次に掲げる区分に応じ、それぞれ定めるものをいう。
 - ア 申請者（補助金の交付を申請する者をいう。以下同じ。）が個人である場合 申請者に課税されている市県民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税並びに賦課されている国民健康保険料及び介護保険料をいう。
 - イ 申請者が法人である場合 申請者に課税されている法人市民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税をいう。
 - ウ 申請者が特別徴収義務者である場合 納税者から徴収した市県民税、入湯税及び宿泊税をいう。
- (3) 対象事業 令和9年3月31日までに完了するものであって、次に掲げるものをいう。
 - ア 市内に所在する施設で大型特殊自動車技能講習を受講した上、大型特殊自動車免許を取得すること。
 - イ 市内に所在する施設で車両系建設機械運転技能講習を受講し、修了すること。
- (4) 対象事業実施者 次のいずれにも該当する個人をいう。
 - ア 対象事業を実施しようとする本人であること。
 - イ 補助金の交付の申請時点（以下「申請時点」という。）において60歳未満であること。
 - ウ 令和9年度以降、弘前市道路除排雪業務に3年以上従事する意欲があること。
 - エ 令和8年度弘前市資格取得チャレンジ事業費補助金の交付対象とならないこと。
- (5) 補助事業者 次のいずれかに該当する者をいう。ただし、申請時点における令和7年度及び令和8年度において納付すべき市税等を滞納している者及び令和8年度において本補助金の交付を受けた者を除く。
 - ア 市内に住所を有する対象事業実施者
 - イ 市内に本店又は主たる事務所等を有する事業者であって、対象事業実施者を雇用している、又は雇用しようとするもの
- (6) 補助事業 次に掲げる区分に応じ、それぞれ定めるものをいう。
 - ア 補助事業者が前号アに該当する者である場合 対象事業を実施すること。
 - イ 補助事業者が前号イに該当する者である場合 雇用している、又は雇用しようとする対象事業実施者に対象事業を実施させること。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業を実施するために必要な入学金及び受講料（教材費を含む。）とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、対象事業実施者1人につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額（1円未満の端数があるときは当該端数を切り捨てた額）とする。

- (1) 対象事業実施者が申請時点において40歳未満である場合 補助対象経費の実支出額の合計額の3分の2に相当する額又は65,000円のいずれか少ない額
- (2) 対象事業実施者が申請時点において40歳以上60歳未満である場合 補助対象経費の実支出額の合計額の2分の1に相当する額又は50,000円のいずれか少ない額

2 補助事業者が第2条第5号イに該当する者である場合における補助金の額は、対象事業実施者5人分までとする。

(交付申請)

第5条 規則第3条の補助金等交付申請書は、令和8年度弘前市除雪オペレーター担い手確保事業費補助金交付申請書(様式第1号)とする。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 対象事業実施者の住所地及び年齢がわかる書類(運転免許証の写し等)
- (3) 補助事業者が対象事業実施者を雇用している、又は雇用しようとすることがわかる書類(補助事業者が第2条第5号イに規定する者である場合に限る。)
- (4) 補助事業に係る経費がわかる書類の写し(見積書等)

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の申請書の提出期限は、補助事業に着手する日の7日前又は令和9年2月26日のいずれか早い日とする。

(交付の条件)

第6条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ令和8年度弘前市除雪オペレーター担い手確保事業費補助金事業変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和8年度弘前市除雪オペレーター担い手確保事業費補助金事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を市長に提出して、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(交付決定)

第7条 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、令和8年度弘前市除雪オペレーター担い手確保事業費補助金交付決定通知書(様式第5号)とする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として市長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日から起算して7日を経過した日とする。

(実績報告)

第9条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、令和8年度弘前市除雪オペレーター担い手確保事業費補助金事業完了(廃止)実績報告書(様式第6号)とする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書(様式第7号)
- (2) 大型特殊自動車運転免許証の写し又は車両系建設機械運転技能講習修了証の写し
- (3) 補助事業に要した経費がわかる書類の写し(領収書等)

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の報告書の提出期限は、補助事業が完了した日(第6条第2号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日)から起算して30日を経過した日又は令和9年3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定通知)

第10条 規則第13条の補助金等交付額確定通知書は、令和8年度弘前市除雪オペレーター担い手確保事業費補助金交付額確定通知書（様式第8号）とする。

（補助金の請求等）

第11条 補助金の請求は、令和8年度弘前市除雪オペレーター担い手確保事業費補助金請求書（様式第9号）を市長に提出して行うものとする。

2 補助金は、前項の請求書が提出された日から起算して30日以内に口座振込により交付する。

（講習会の受講）

第12条 第2条第5号アに規定する補助事業者は、市が主催する除雪に係る講習会を、補助事業完了後から令和12年3月31日までの期間に少なくとも1度受講するものとする。

2 第2条第5号イに規定する補助事業者は、雇用している全ての対象事業実施者に、市が主催する除雪に係る講習会を、補助事業完了後から令和12年3月31日までの期間に少なくとも1度受講させるものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。